『障がい者と支援者のための年金教室』開かれる

去る 11 月 3 日 (火・祝)、塩尻市市民交流センターえんぱーくにおいて、『障がい者と支援者のための年金教室』が開催されました。これは、現在大きな問題になっている精神障がい者、知的障がい者の障害認定地域差など、障害年金に関する状況が変わろうとしている中、当事者にとって心配なことを掘り下げて勉強するという趣旨で、障害年金を専門になさっている県内の社会保険労務士の方々などが開催したものです。当日は、70 名を超える出席があり、会場は満員状態でした。この問題に対する、当事者・ご家族・支援者の関心の高さが伺えました。

講師を務められた日本福祉大学福祉経営学部教授の青木聖久氏のお話から抜粋します。青木氏は、現在厚生労働省で開かれている「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」の9名の委員の中で、唯一医師ではないお立場で委員を務めていらっしゃいます。PSWとしてのご経験も長く、福祉的観点からのお話は大変勉強させられる内容でした。青木氏は、生活保護と障害年金を比べたとき、生活保護は最後のゴールキーパーであり、補足性の原理(生活保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として行われる)があるが、障害年金は補足性の原理はないこと、また、生活保護は世帯単位であるのに対して、障害年金は個人単位であることから、障害年金は障がい者の経済保障の中心に位置づけられるとおっしゃいました。その経済保障により、①衣食住への充当 ②小遣いの脱却による家族関係の健全化 ③多様な働き方の選択が可能となることを挙げられました。特に②は、家族による当事者の精神的支配につながるとの説明があり、当事者の精神的自立に大きく関わる問題だと感じました。

次に、当事者の中でもたびたび問題となる就労と障害年金の関係について、特に「障害年金は働くと支給停止になるらしい。」という当事者の不安について、かなり時間を割いてお話くださいました。「就労と障害年金」というテーマは、今回の検討会の中でも大きなテーマとなっているとのことです。2011年の改正の際に、診断書に「現症時の就労状況」という欄が設けられたそうですが、現在の就労状況に至るまでのエピソード、具体的には結果(勤続年数・雇用形態・仕事の頻度・給与額)もさることながら、これに至るまでのプロセスやその背景(職場の協力・家族や専門職の支援・就労継続をするための工夫等、就労はしているがこれだけのサポートを受けているという内容)がより重要であること、それらの客観的情報をPSWなどの協力を受けて診断書に盛り込んでいくことが大事とのことでした。「現症時の就労状況」に限らず、年金請求の際に必要となる様々な日常生活の資料についても同様に、病院側に情報を伝えていくことが大切とのことです。

続いて障害年金請求専門チーム代表 高橋裕典氏(社会保険労務士・埼玉県)から、実務的なお話を伺いました。また、城西医療財団豊科病院の PSW 荒川豊氏を交えて、パネルデスカッションがありました。日常生活を送る上でどんなの制限があるのかを常にまとめて書いておくこと、それを主治医や PSW に伝えていくことが大切であることが何回もお話に出てきました。自分だけで悩んだり抱え込むことなく、主治医とも日頃からコミュニケーションを図り理解してもらいながら、そして支援者の方々とも信頼関係を築きながら、障がいと付き合っていきたいと思います。



尚、<u>障害年金についての電話相談窓口があります。</u>ポプラの目線に掲載しましたので、参考になさって下さい。 (穂苅 由香里)